



No.628
3 分間
税ミナール

令和6年12月25日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

会計検査院 税の徴収不足3億3600万円を指摘

会計検査院は先月、令和5年度決算検査報告を公表しました。それによりますと、省庁などの総額で税金の無駄遣いや改善を求める指摘件数は345件、指摘金額は648億6218万円にのぼり、そのうち、法律や政令などに違反した悪質な「不当事項」は294件、77億3686万円でした。

財務省への検査では、税金の徴収額に総額3億3602万円の過不足があると指摘しています。これは、沖縄地区税関および65税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤っているのに、これを見過ごし、法令等の適用の検討が十分でなく、または課税資料の収集および活用が的確でなかったため、納税者133人から税金を徴収するに当たり、徴収額が137事項3億3602万184円(平成29年度から令和5年度まで)不足しており、不当と認められると報告しています。なお、これらの徴収不足額については、会計検査院の指摘により、すべて徴収決定の措置が執られているとのことです。

徴収の不足額を税目別にみますと、最も多い法人税が、52事項1億4582万円、その内訳では、法人税額の特別控除に関する事態が37事項、交際費などの損金不算入に関する事態が6事項、その他に関する事態が9事項ありました。次いで申告所得税が29事項8281万円、以下、消費税23事項5242万円、相続税・贈与税は25事項4420万円で、その内訳は、相続税額の加算に関する事態が13事項、法定相続分に関する事態が9事項、その他に関する事態が3事項でした。

徴収の不足額の事項で法人税の具体的な事例をみてみますと、例えば、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の規定の適用を誤っていた事態で、B会社は、令和3年11月から令和4年10月までの事業年度分の申告に当たり、雇用者給与等支給額3億7226万6362円が比較雇用者給与等支給額3億5334万5684円を上回るなどとして、雇用者給与等支給増加額1892万678円の100分の15相当額283万8101円を法人税額から控除していましたが、B会社の当該事業年度分及び前事業年度分の申告書に添付された人件費の内訳書等によれば、正しい雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額は、それぞれ3億6683万9640円および3億7226万6362円でした。よって、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額の金額を上回っていないことから法人税額の特別控除の規定の適用はできず、誤って法人税額の特別控除を適用しているのに、これを見過ごしたため、法人税額283万8100円が徴収不足になっていた、等がありました。

なお、徴収の不足額を国税局等ごとにみてみますと、東京国税局が62件1億7,479万円と最も多く、次いで関東信越国税局18件6,944万円、名古屋国税局が18件2,312万円となっています。

「令和5年度決算検査報告の概要(会計検査院)」(令和6年11月6日)は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary05/index.html>

